

監査報告書

学校法人 秋草学園
理事会 御中

令和 5 年 5 月 25 日

監事 武藤 薫



監事 伊勢呂 裕史



私たちは、私立学校法第 37 条第 3 項の規定に基づき令和 4 年度（令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで）における学校法人秋草学園の業務若しくは財産又は理事の業務執行状況について監査を行いました。

監査の結果、いずれも不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められませんでした。

また、財産目録及び計算書類は学校法人会計基準（文部省令第 18 号）に準拠しており、適正に表示されているものと認めました。

以 上